

## 議案第134号

### 大阪市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年大阪市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第13条第1項」を「第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。））」に、「同項」を「法第13条第1項」に改め、同条第2項中「第14条第1項」を「第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この項において同じ。））」に、「又は同項」を「又は法第14条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

子育てのための施設等利用給付に関して必要な報告をしなかった者等に対し過料を科するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市子ども・子育て支援法施行条例（抄）

(過料)

第2条 正当な理由なしに、法第13条第1項（**法第30条の3**において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項**法第**

の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁を**13条第1項**

した者は、100,000円以下の過料に処する。

2 正当な理由なしに、法第14条第1項（**法第30条の3**において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項**法第14条**

の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、**第1項**

若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、100,000円以下の過料に処する。

3 省 略